(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字長野乙八八九、字大野丙三〇三九の九〇、大字三河内字庵前丁一五二七、丁一五二八、丁一五三〇、丁一五四一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田字草木原丙六〇一の四、字川頭丙六七〇の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月九日

経済産業大臣　海江田万里

三の9の(4)のニ中「モンテネグロ」の下に「、モザンビーク」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年二月九日から施行する。

○国土交通省告示第九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年五月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県飯能市大字大河原字西駒坂、字竹ヶ窪、字岩ノ谷、字清水入及び字龍岸下の各全部、字赤根ヶ峠、字大谷詰、字丸山、字井戸入、字東駒坂、字金穴、字前谷、字杉ノ谷、字中里平、字大谷口、字殿屋敷及び字蜂平の各一部、大字小岩井字端地、字統久保及び字日向の各一部、大字上畑字穴郷の一部、大字下畑字穴郷、字穴郷御殿ヶ入及び字釜下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県東松山市高坂一〇五八番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成四年五月二十八日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日及び同日

○国土交通省告示第九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年一月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第4729号	イマージョン・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	ＸＴＢＦＫ－Ｉ	WUXI XINGTAI SHIPPING EQUIPMENT CO., LTD	決議MSC.207(81)、MSC.216(82)及びMSC.226(82)の適合確認

○国土交通省告示第九十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年一月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－311号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	ＭＳ0100	天龍工業株式会社	座布団詰物の変更
第Ｆ－332号	〃	ＭＳ2000Ｌ1	〃	〃

○国土交通省告示第百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1126	発泡プラスティック系床下地構造材を用いた床仕上げ構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	油化三昌建材株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号新日石ビル	平成23年1月28日

○国土交通省告示第百一号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十三年二月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平23第9001号	混雑空港運航許可	株式会社ジャルエクスプレス	申請混雑空港　成田国際空港
平23第9002号	混雑空港運航許可	株式会社ジャルエクスプレス	申請混雑空港　関西国際空港
平23第9003号	混雑空港運航許可	株式会社ジャルエクスプレス	申請混雑空港　東京国際空港